

京 都 労 働 局  
平成29年7月28日  
午前10時解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担 当	京都労働局
	雇用環境・均等室長 金井 陽子
	雇用環境改善・均等推進指導官 田中 千晴
	電話 075-241-3212

### 全国ハラスメント撲滅キャラバン(平成29年7～12月)を展開

京都労働局(局長 高井 吉昭)では、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする不利益取扱いやセクシュアルハラスメントに関する相談が高止まりしていることから、特別相談窓口の開設や、ハラスメントの未然防止に向けた集中的な周知啓発を実施します。

#### 1 ハラスメント対応特別相談窓口の開設(平成29年7月3日(月)～平成29年12月28日(木))

セクハラ、マタハラ、パワハラ等職場における総合的なハラスメントの相談に対応します。

**相談窓口** 京都労働局雇用環境・均等室 TEL075-241-3212

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局1階

**受付時間** 8:30～17:15(土日祝除く) (資料2)

#### 2 「ハラスメント防止対策等説明会」(仮称)の開催

セクハラ、マタハラ、パワハラ等の防止対策のほか、保育園に入れない場合の2歳までの育児休業の再延長など、平成29年10月1日施行の改正育児・介護休業法及び関連する助成金等について説明します。申込方法は別途お知らせします。

開催日時	会 場
9月6日(水) 13:30～16:00	ロームシアター京都
9月13日(水) //	市民交流プラザふくちやま

※その他、管理職向けの「職場のハラスメント対策セミナー」を、委託事業により10月31日(火)に開催します(資料4)。

#### 3 ハラスメントの未然防止に向けた啓発・指導

相談を端緒に「セクハラ・マタハラ特別対策チーム」(昨年4月に発足)による行政指導や紛争解決援助を行うほか、非正規労働者が多い企業等を対象とした集団指導や計画的な個別企業訪問により、ハラスメント防止措置の実施状況等を確認し、パワハラも含めた一体的なハラスメント防止の取組が行われるよう、必要な助言等を行います。

また、あらゆる機会を通じて事業主や労働者への周知啓発を行います。

(参考)

### いわゆるマタハラ等ハラスメント関係の相談の状況について

平成 28 年度に雇用環境・均等室で受理した、いわゆるマタハラ等ハラスメント関係の相談件数は 376 件で、内訳は以下のとおりです(資料1)。

- 1 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する相談は 137 件(前年度 133 件)で、解雇、退職勧奨・強要、雇い止めなど、継続就業を妨げるものが4割近くを占め、次に、減給、賞与、手当等の不利益な算定に関するものが2割となっています。
- 2 セクシュアルハラスメントに関する相談は 112 件(前年度 108 件)で、労働者からの相談では、同僚からのセクハラが約半数を占めており、また、勤務時間外のメール等通常の就業場所以外でのセクハラが約2割を占めています。
- 3 上司・同僚からのマタハラ等に関する相談は、改正男女雇用機会均等法等(※)施行後の3か月(平成 29 年 1 月～3 月)で 127 件で、法に沿った措置の内容についての事業主からの相談が多くなっています。

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、平成 29 年 1 月 1 日から、上司・同僚からの職場における妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント(いわゆるマタハラなど)を防止する措置が事業主に義務づけられています(資料3)。

(添付資料)

- 1 いわゆるマタハラ等ハラスメント関係の相談の状況及び対応事例
- 2 ハラスメント対応特別相談窓口(リーフレット)
- 3 「職場でつらい思いしていませんか？  
職場のハラスメントの解決を労働局がお手伝いします」(パンフレット)
- 4 管理職向け職場のハラスメント対策セミナーのご案内